**上三川町業務委託契約書**

（管理業務用）

１　委託業務の名称

２　履　行　箇　所

３　履　行　期　間 　　　（　　　　）年　　　月　　　日から

　　　　　　　　　　　　　　（　　　　）年　　　月　　　日まで

４　業務委託料 　　　　　　　　　　 円

 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 　 円）

　上記の委託業務について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　この契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

　　　　　（　　　　）年　　　月 　　 日

委託者（甲）　住　所　　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地

　　　　　　　　　　　　上 三 川 町

　　　　　　　　氏　名　　　 上三川町長　　星　野　光　利　　印

受託者（乙）　住　所

　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印（総則）

第１条　乙は、契約書記載の契約金額をもって、契約書記載の履行期間内に別添仕様書に基づく業務（以下「委託業務」という。）を履行しなければならない。

（契約保証金）

第２条　甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第３条　乙は、別添の仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託業務を実施するものとする。

（監督及び指示）

第４条　乙は、委託業務の履行に当たり、甲と協議のうえ、業務を遂行するものとする。

（業務処理状況の報告及び検査）

第５条　乙は、委託業務の処理状況について、別添の仕様書に基づき業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

２　甲は、乙から前項の業務報告書の提出を受けたときは、直ちに当該業務報告書の内容を検査しなければならない。

（設計図書等の変更）

第６条　甲は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条において「設計図書等」という。）の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更するものとする。

２　履行期間の変更を行おうとする場合における当該変更の期間、あるいは業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から７日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

３　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（委託料の請求及び支払）

第７条　乙は、第５条第２項の規定による検査に合格したときは、甲に委託料を請求するものとする。

２　甲は、乙が提出する適法な請求書を受理した日から起算して３０日以内に委託料を支払うものとする。

（費用の負担）

第８条　委託業務の実施に要する機材等は、すべて乙の負担とする。

２　履行箇所に備え付けてある電気、水道等を使用した場合の費用は、甲の負担とする。

（従事者及び責任者）

第９条　乙は、委託業務に直接従事させる者（以下「従事者」という。）を定めたときは、速やかにその者の氏名及び住所を届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも同様とする。

２　乙は、従事者を指揮監督するため、信頼のおける者から責任者を定めるものとし、その者の氏名及び住所を届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも同様とする。

３　甲は、従事者又は前項の責任者について、委託業務に従事させることが不適当と認めるときは、理由を明示してその者の解任を乙に求めることができる。

（損害賠償）

第１０条　乙は、従事者又は前条第２項の責任者が委託業務の実施に係る、施設等の全部又は一部をき損し、又は滅失させたときは、乙の負担において現状に回復するとともに、これらによって生じた損害を甲に賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも同様とする。

（調査等）

第１１条　甲は、委託業務の実施について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

（緊急の措置）

第１２条　甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置をとるよう求めることができる。

２　乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

（再委託の禁止）

第１３条　乙は、委託業務の実施を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りではない。

（契約の解除）

第１４条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1)　乙がこの契約に違反したとき。

(2)　乙の委託業務の実施が不適当と甲が認めたとき。

(3)　乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

２　前項第１号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、乙は、委託料の１００分の１０の金額を違約金として甲に支払うものとする。

３　第１項第２号及び第３号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

（談合その他不正行為による解除）

第１５条　甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

　(1)　 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第７７条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

 (2) 　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第６２条第１項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第７７条に規定する抗告訴訟、が提起されたときを除く。）

　(3) 　乙が、独占禁止法第７７条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

　(4) 　乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）に対する刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１６条　乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときはこの限りではない。

（変更の届出）

第１７条　乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって甲に届出なければならない。

２　前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが到達したものとみなす。

（契約の費用）

第１８条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第１９条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。